

令和5年4月28日

(公社)東京グラフィックサービス工業会  
理事会 御中

(公社)東京グラフィックサービス工業会  
個人情報保護監査人 清水 隆司 (印)

## 令和4年度 個人情報保護委員会 業務監査報告書

認定個人情報保護団体における組織規程第7条に基づき、令和5年4月28日に提出された令和4年度委員会業務及び苦情処理業務について、委員会より提出された業務報告、苦情処理及び事務局の安全管理面(チェックリストを利用)について、書面及びヒアリングにより監査を行った。監査の結果は、事業計画に従った事業の遂行、漏えい事故案件は5社5件で、相談業務6件は適切に処理されたことを認める。苦情はなかった。また、プライバシーマーク付与事業については、当初目論見のとおり成果(審査数、予決算金額)を確認した。委員会からの報告事項は以下の諸点であった。よって、業務監査において不適合はないものと認める。

### 記

一、個人情報保護の活動については、毎年開催している認定個人情報保護団体セミナーを2月27日開催した、「個人情報保護法における安全管理措置」の内容紹介を木村一輝氏(内閣府・個人情報保護委員会 参事官補佐)によってなされた。参加者は28名(会場参加:10名、ZOOM参加:18名)、3月30日にインターネット放送 JaGraBBにて放映を開始した。苦情処理については、なかった。漏えい事故は5社5件あった。その内容は、①メール誤送信2件、②喪中はがきの誤配1件、③調査資料の送付誤配2件。各事案について個人情報保護委員会にて欠格レベル1~2と判定し、当該社へ注意喚起の文書を送付した。他に、相談事案は6件(プライバシーマークの審査基準変更、プライバシーマーク新規取得について他)。それらには事務局が対応した。

一、会員への情報提供については、機関誌・月刊「東京グラフィックス」誌上で個人情報保護の連載記事の掲載(計12回)、会員内外に周知した。また、インターネット放送 JaGraBBによるセミナー収録の放映等、実施された。

一、プライバシーマークの付与事業者は、今期の申請数は新規0社、合併1社、更新40社であり、例年に比べて申請事業者数は2割ほど少ない、これは、令和4年4月1日よりプライバシーマークの審査基準が変更されたことから、令和4年3月31日までに更新申請が増加し、その分、令和4年度の申請事業者数が減少した。ただし、現地審査については、令和4年度に実施したことから、審査収入については大きな影響はない。通算101社を数えていることは、当会が個人情報保護に積極的な団体であることを内外に証明することになり、評価される。収支はほぼ目論見通りに推移し、1,378万円の収入に対し、支出は1,755万円であった(公1の支出比率は、69.4%)。いずれも適合している。

以上